

松阪市議会議長
坂口 秀夫 様

令和6年5月23日

西口 真理

研修報告書

研修会の名称 「議員力研究会」
期日 令和6年5月11日(土) 13時～17時
会場 新明コミュニティセンター(名古屋市中村区名駅3丁目)
参加者 東海地区を中心とした市議会議員9人

この研究会は、岐阜県多治見市の職員として総合計画の策定など行政実務(部長職)だけでなく、議会事務局長経験をお持ちの青山崇氏(自治体学会副理事長、東海自治体学会役員)を常任の講師として迎え、年度に4～5回、名古屋駅周辺で開催されている。東海、近畿から10人程の市議会議員が参加し、毎回、あらかじめ指名のあった3人程度の議員が直近に行った一般質問等を持ち寄り事例発表する。それについて参加者で検証し、講師の青山氏からも意見が出される。自治体議員としての議員力を高めるための研究会。

【内容】

1. 一般質問等事例報告

(1) 瀬戸市議会

「中水野駅周辺土地区画整理事業の市負担の見通しを明らかにすべき」

中水野駅周辺土地区画整理事業は、瀬戸市北部に位置するところに、19.9ha の宅地・商業地を開発するため、令和5年5月に愛知県から市街化編入の認可を得て、令和6年3月末に組合設立認可を得る予定でいたが、地権者の同意数が県の求める85%に達していなかったため組合は設立していない。現在、発起人会が地権者に本同意を求めている。

(問題点)

- ① 土地区画整理法に基づく住宅開発は、住宅地供給が必要であった高度経済成長時代の古いビジネスモデルによる人口増計画に多額の市税を負担することになり、整備事業にリスクが高い。名古屋市では人口減少が始まっている。
- ② 愛知環状鉄道中水野駅周辺を住宅地にしていくための全体事業費が明らかになっておらず、市費負担は助成金約31億円プラス？
- ③ 現在、組合設立に必要な地権者の同意率は67%で、県が求めている85%に達していない。しかし、法律では地権者3分の2以上の同意があれば設立することが可能としている。過去に、同意率75%の状況で組合設立を進めたため、地権者間の仮換地計画

が上手くいかず、事業進行が停滞したことで、組合への補助金の増額に繋がっている。

《議論及び意見》

- ・そもそも当宅地開発計画は、都市計画審議会でのどのような議論を経てきたのか。都計審、議会で熟議をしたのか。人口減少の時代、需要もないのに公費を30億円も出して自然を壊して開発する必要性はないのでは。
- ・必要な地権者の同意が得られず、設立準備会(組合)は設立に至っていない。交付先がないのに助成金予算を出すのはおかしいのでは。
- ・修正動議ではなく、組替動議として提出したことについて。

(2) 松阪市議会

「障がい者福祉行政について～療育手帳の交付申請への対応等の問題や課題」

療育手帳の申請に関わる不適切な窓口対応についての一般質問を行ったが、個人情報に関わるとして実のある議論はできなかった。議論がかみ合わず、行政はあらかじめ準備した答弁書を読むだけ。こういったケースは一般質問には向かないのか。

《議論及び意見》

- ・個人情報と個別案件は異なる。福祉関係の案件はほとんどが個別案件。「Personal is Political」との言葉もあるように、個別事案から見えてくる行政全体の問題点を追及するのが議員の役割。
- ・本会議前の事前整理で事実関係を明確にしておく必要があったのでは。

(3) 各務原市議会

「本会議における質疑のルールについて」

最大会派から、本会議質疑の申し合せ(本会議での質疑は委員会での審査を尊重し、重要点と概要にとどめる)を守ってない、議案質疑が長くなり、一般質問化しているとの意見が出され、新たなルールが提案された。

質疑と一般質問を合わせて1時間とする(今までは時間制限無し)、質疑は20分とし、時間が超過した場合は一般質問の時間を減らす、という結論になった。

入れない委員会のある少数会派にとっては、20分では十分な質疑が出来ず、議会運営委員会の前の非公式な議会運営協議会で協議されたことも問題ではないか。

《議論及び意見》

- ・議会運営に関する事項は、議会運営委員会で原則全員一致で決定するのではないのか。
- ・必要な質問であるか否かは、議員それぞれに異なる。一般質問だけでなく、質疑こそ重要。

「20 分、概要にとどめる」では、本会議質疑が骨抜きになる。

【所感】

事例報告①については、既にこの地域は、昨年6月に県の認可を経て、市街化編入の都市計画決定済みであるとのことで、同事業を止めることは大変難しい状況である。一度始めた事業は、その必要性が希薄になっても、住民の同意が得られなくても、中止することは不可能なのか？

今回は、当初予算に反対する修正動議ではなく、組替動議として提出されたためもあり、賛成10人、反対15人であったとのこと。会派を越えて賛同者を得られたことを、今後に繋げていただきたい。

事例②については、当市の事例である。この一般質問の答弁のやり取りを聞いていて、あまりにも酷かった。事前の聞き取り、事実確認、部長の答弁姿勢、市長の反問権行使、色々問題があった。今回の検証を受けて、6月議会を注目したい。

事例③ 松阪市では、本会議での質疑は議員個人の意見は述べないとの基本はあるが、時間は十分あり、委員会付託議案であっても質疑を制限されることはない。一般質問化している、何度も同じ質疑が繰り返されるなどの場合は、議長の采配で議事進行すれば済むことだと思うが、それを理由として、20分に時間制限、超過分は一般質問の時間を削ることは、議員の質問する権利を議会自らが制限するようなものである。



2. 意見交換会

「基金のあり方について」（恵那市の事例を踏まえて）

- ・決算剰余金に関する基金の積み方（財政法4条の4と7の考え方）
- ・基金の目的そのものの変更の可否（公共施設整備基金の運用益 4,500 万円を子育て支援策に充当することの可否）

基金条例の一部改正

「公共施設整備基金」 → 「公共施設整備・子育て支援基金」に改正

《議論及び意見》

- ・自治法241条には、「特定の目的のために基金を設置し、積み立て運用することができる。また当該目的のためでなければ処分することはできない。」という明確なルールがある。公共施設整備基金の運用利子の子育て支援事業に使うというのは、この規定を大きく逸脱する目的外使用ではないか。
- ・また、名目を変えて運用益を利用できるようにしようとする今回の条例改正は、公共施設整備と子育て支援という全く目的の異なるものを統合するもので、自治体の都合で短絡的、恣意的に変更すべきものではない。
- ・多額の決算剰余金の発生、その半分以上を積み増していることによって基金額が急増している。将来的にも公共施設整備資金や子育て支援資金が必要になってくるのは理解するが、一時的、臨時的なやりくりではなく、長期的な計画が必要である。

以上